

議発第 3 号議案

豊川市議会委員会条例の一部改正について

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 9 月 25 日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 野 本 逸 郎

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊川市議会委員会条例（平成 17 年豊川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 委員は、出産のため委員会に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。ただし、当日の開議時刻までに委員長に届け出ないことについて、委員長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産を理由に委員会の欠席届を提出できる措置を講ずる必要があるからである。